

広島市における消費者教育の取組 —柔軟な対応と継続を—

広島市消費生活センター
消費者教育コーディネーター 宅見 政子

本日の内容

1. 広島市での消費者教育
2. 教育委員会との連携
3. 学校や教員との連携
4. 出前講座について
5. 消費者教育推進のポイント
6. おわりに

広島市のご紹介

政令指定都市

昭和55年4月1日指定(全国10番目)

総面積

約905km²、8行政区

人口・世帯数

約117万人・約59万世帯(令和7年10月末)

観光客数

約1,434万人(令和6年度)



広島市消費生活センター

所在地

広島市中区基町6番27号
アクア広島センター街8階

休館日

火曜日、日曜日、祝日・休日及び年末年始

相談受付時間

10:00～18:00

体制(職員数)

全22名

管理職員：2名（所長、担当課長）

一般職員：8名

（消費者教育コーディネーター：1名含む）

消費生活相談員：12名（国家資格取得者）



消費生活相談件数

年度	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
相談 件数	7,442	7,627	8,717

(件)

1. 広島市での消費者教育

ライフステージに応じた消費者教育の推進

① 学校における消費者教育の推進

自立した消費者として行動することができる力を育成するよう、学習指導要領に基づく消費者教育教材の作成やSNSを活用した情報提供を行うとともに、消費者教育コーディネーターによる学校訪問や出前講座など、教育委員会と連携した消費者教育の充実を図っている。

② 地域・家庭・職場における消費者教育の推進

生涯を通じて切れ目なく消費者教育を受けられるよう、消費者教育教材等による情報提供、出前講座や親子で学ぶ学習会など、年齢層に応じた啓発活動を行うとともに、自立した消費者の育成につながる取組を進めている事業者等を顕彰し、取組意欲の向上を図っている。

1. 広島市での消費者教育

① 学校における消費者教育の推進

① 出前講座の開催(※)

小・中・高・大学・専門学校等対象出前講座
学校訪問を積極的に行い、出前講座申請数 

(※) 消費者教育コーディネーターによる活動

② 消費者教育情報のメール配信

広島市立 小・中・高等学校対象に年間8回程度、
消費者教育情報として学校宛てにメールを配信

出前講座実績

【2024年度実績】※小・中・高・大学・専門学校

学校数：**16**校 時間：**38**単位時間 受講者数：**3,073**人

③ 消費者教育啓発チラシ等の計画的な配布

小5・中2・高2・高3の全児童・生徒向けに啓発
チラシを配布（2024年度/約3万部（4～7月））

④ 教材等作成

オンライン講座の作成
外部消費者教育講師を紹介した紹介チラシ など

1. 広島市での消費者教育

② 地域・家庭・職場における消費者教育の推進

※ 主な取り組み例

① 配食サービスを利用した情報提供

高齢者向け

広島市高齢者配食サービスを利用している高齢者に対し、食事とともに注意喚起チラシを配布（年12回）

② おやこ消費者学習会の開催

家庭向け

夏休みに親子で参加できる、消費者学習会を開催
【令和7年度テーマ：スマホ等の使い方を考えよう ほか】

③ 教員を対象とした講座の実施

教員採用前研修会における
消費生活講座の実施

職域向け



④ 研修実施の呼びかけ

商工会等の事業者団体等へ消費者教育に関する
研修実施の呼びかけ

職域向け

課題

- ・ 職域現場における消費者教育機会の拡大
- ・ 見守り関係者と連携した消費者教育の充実

1. 広島市での消費者教育

主な担当業務

① 出前講座の講師

小・中・高・大学・専門学校等対象出前講座
2023年度実施（宅見実施分のみ45回）

② 消費者教育情報のメール配信

広島市立 小・中・高等学校対象に年間8回ほど
消費者教育情報として学校宛てにメールを配信

③ 消費者教育啓発チラシ等の計画的な配付

小5・中2・高2・高3の全児童・生徒向けに啓発
チラシを配付（2024年度/約30,000部（4～7月）

④ 担い手の育成

教員対象の消費者教育講話
小学校家庭科部会、中学校家庭科部会、校内研修等

⑤ イベント等での啓発活動

消費者力向上イベント、VR体験会、
食品ロス削減イベント、二十歳を祝うつどい等

⑥ 教材等作成

オンライン講座の作成
消費者教育講師の派遣チラシ 等

⑦ 地域との連携

教育委員会、消費者教育部会（審議会）、市役所等

2. 教育委員会との連携

連携内容

連携先	内容	実施日	出席者
広島市教育委員会	消費者教育推進について (依頼と取組説明)	2025.4.11	教育委員会 (課長2名、担当者3名) 当センター (課長、担当者3名)
広島市教育センター	消費者教育推進について (依頼と取組説明)	2025.5.10	教育センター (所長、次長、担当者) 当センター (課長、担当者3名)
消費生活審議会 (消費者教育部会)	第3次基本計画の実績と 今後の取組説明	2025.12.1	審議会委員6名 当センター(所長以下6名)

2. 教育委員会との連携

教員採用前研修会

- ① 広島市教育センターへの挨拶と依頼
- ② 採用前研修会への参加が決定
- ③ 日程調整（採用前研修会担当者と）
- ④ 講座準備（パワーポイント作成、資料・アンケート等）
- ⑤ 事前打ち合わせ（パワーポイント確認・当日の流れ等）
- ⑥ スライド資料・アンケート等事前送付
- ⑦ 講座実施
- ⑧ 報告書作成・アンケート集計（教育センターから提供）

2. 教育委員会との連携

教員採用前研修会

令和 **7** 年度

教員採用前研修会

-社会人として知っておくべき消費者問題と消費者教育-

広島市消費生活センター
消費者教育コーディネーター

宅見 政子



消費者庁
消費者ホットライン188
イメージキャラクター
「イヤヤン」

R7.3.8

2. 教育委員会との連携

教員採用前研修会

本日の内容

1. 消費者問題について
2. 実際の相談事例
3. 学校での対応について
4. 消費者教育の重要性

2. 教育委員会との連携

教員採用前研修会

4. 消費者教育の重要性

消費者教育は特別なものではない

「消費者教育」とは？

＝普段の生活に**消費者の視点**をもつこと

- ①体系的な理解をすること(体系イメージマップ)
- ②計画的に行うこと(各教科などに関連付けて)
- ③児童・生徒の主体的な学びとなる工夫をすること
(クイズ、ゲーム、グループ交流、体験等)

2. 教育委員会との連携

教員採用前研修会



令和7年（2025年）3月8日実施の教員採用前研修会の様子

2. 教育委員会との連携

教員採用前研修会

感想(抜粋)

- ・消費者教育について自分だけでなく生徒がトラブルに遭う可能性もあると改めて感じ、今後生徒にどう伝えていくかを考えたい。
- ・消費者教育については、自分の生活を守るために必要な知識を多く知ることができ、大変勉強になった。生徒に消費者教育を教えることになるので、まず自分がしっかり学んでいきたいと思った。
- ・消費者教育は、幼児期から必要な教育だということを改めて理解した。特に所持している端末によるインターネット上での取引などは、保護者の管理下からは見えにくい側面があるので、子どもだけでなく、保護者に向けても約束やルールについて考える機会を設定したいと思った。
- ・消費者教育について学び、クーリングオフ制度が適用されるかどうかについて事例を踏まえながら学べた。また、社会人としてのマナーや同僚などとうまく付き合っていくためのコミュニケーションスキルなども学べた。

3. 学校・教員との連携

校長会・教頭会

連携先	内容	実施日	出席者
小学校長会	消費者教育推進について （依頼と取組説明）	2025.8.20	小学校長総務会メンバー 約35名
中学教頭会	消費者教育推進について （依頼と取組説明）	2025.9.2	中学校教頭 約3名約60名
高校校長会	消費者教育推進について （依頼と取組説明）	2025.7.14	高校校長 約10名

3. 学校・教員との連携

校長会・教頭会

消費生活・成年年齢引下げに係るクイズ

- ① 店で買い物をした時、契約が成立するのはいつ？
A:店員が「はい、かしこまりました。」と言った時 B:代金を払った時 C: 商品を受け取った時
- ② 現在17歳の高校生で、保護者に無断で10万円の化粧品セットを購入した。
この契約は取り消せる。
- ③ インターネットの通信販売サイトから洋服を購入しました。商品到着後着てみると、サイズが小さく着ることができません。注文票、請求書等があり、商品到着後8日以内であれば、クーリング・オフができる。
- ④ 大学生が先輩から脱毛エステに誘われ、500円でお試し施術を受けた。担当者から「あなたはもっと長期間の施術が必要」と勧誘され、3か月9万円の脱毛エステと、2本2万円のジェルを契約してしまった。高額なのでクーリング・オフの手続きをとればできる。
- ⑤ 子どもが満18歳になると同時に、親権者の親権が終了する。
- ⑥ 満18歳後に結んだ契約は、民法上取り消しができなくなる。
- ⑦ 満18歳になると、クレジットカードの作成や車・建物・株式・証券を自己責任で購入することができる。



間違われる方が多い

**消費者教育の重要性
への気づき**

3. 学校・教員との連携

教員向け研修会(担い手の育成)

団体名	内容	実施日	参加人数
河内小学校校内研修	「消費者教育推進について」 ゲーム体験「悪質商法対策ゲームⅢ」	2024.7.24	16人
小学校家庭科部会	「消費者教育推進について」 カリキュラムマネジメントについて	2024.8.7	30人
中学校家庭科部会	「消費者教育推進について」 ゲーム体験「悪質商法対策ゲームⅢ」	2024.8.21	60人

3. 学校・教員との連携

河内小学校校内研修



3. 学校・教員との連携

教員向け研修会(担い手の育成)



出前講座の模擬授業（小学校部会）



ゲーム体験（中学校部会）

3. 学校・教員との連携

オンライン講座作成



教員向け消費者教育 オンライン講座

受講用動画

広島市消費生活センター

消費者教育の概要をオンラインで学ぶことができるようにと作成したもの。
消費者教育部会での検討を経て、ホームページから視聴申請することができるようにした。

4. 出前講座について

【2024年度実績】※小・中・高・大学・専門学校

学校数：**16**校 時間：**38**単位時間 受講者数：**3,073**人

申請数アップのための取組

- 消費生活センターのホームページに広報（申請書も掲載）
- 校長会・教頭会等での出前講座申請依頼
（クイズやだまされやすさチェック等を取り入れる）
- 消費者教育情報（メール通信）による広報
- 教員の研修会での講話及び出前講座の模擬授業実施（効果大）

4. 出前講座について

学校との連携ポイント

授業時間が
限られている
(忙しい)

児童・生徒のため
になる講座か？

予定が組みにくい

教科の学習内容に
合っているか？

手続きや準備が
面倒

学校の実態

4. 出前講座について

学校との連携ポイント

多忙感

要望をよく聞いたうえで、資料やプリント等は全てこちらで用意する

児童・生徒のためになる講座か？

教師の意図に沿った内容の講座をすること
こどもの今後の生活に生きる内容にする

教科の内容に合っているか？

指導要領や教科書の内容に合うものとする
事前の勉強が必要

限られた授業時間
予定が組みにくい

学校の都合に極力合わせる。(クラス単位・学年単位・複数回等の要望に沿うように)

手続きや準備が面倒

メール・ファックス等、都合のよい方法での申し込み可能とする

4. 出前講座について

学校との連携ポイント

★多忙

児童・生徒
への講

★教科の内容に
るか？

★限られた
★予定が

★手続の準備が面倒

要望を
全て

やプリント等は

出前講座を依頼して
良かった！

また頼みたい！

単位・
のように)

メール・ファックス等、都合のよい方法での
申し込み可能とする

4. 出前講座について

学校との連携ポイント

感想(小学校～大学 抜粋)

- 契約が成立するタイミングや「188」の相談電話番号等が分かった。役に立つことを教えてもらったので家族にも伝えようと思う。クイズ等があり、よく分かった。
- クーリング・オフができるものには限度があると分かった。
- 今年から成年となったので、責任をもち自分自身で良し悪しを判断できるようになりたい。
- お金に関することは、やはり怖いと思った。毎日適当にしていたので、よく読んでしっかりと理解して契約をしていく。
- 今日の講座で悪質商法の事例から手口をより理解した。契約の重要性を理解しつつ「NO」と言える勇気をもっていきたいと思う。
- SNSをよく利用するので詐欺やうまい儲け話に惑わされないように心がけたい。
- 契約が自分の判断でできる年齢になったことは自由だけでなく危険も増えるので気を付けたい。「188」という電話で相談できるのは、大学生にとってとても助かることだと思う。
- 大学生は、自由が多くいろいろな人と関わりがあり楽しい場だが、逆も然り。トラブルに巻き込まれやすいということを再認識することができた。一番ためになる授業だった。

4. 出前講座について

実施手順

- ① 講座依頼・申請書提出
- ② 日程調整
- ③ 打ち合わせ（できれば訪問する。講座案はこちらから提案）
- ④ 講座準備（パワーポイント作成、資料・プリント等準備）
- ⑤ 実施計画書送付
- ⑥ 資料・アンケート等事前送付
- ⑦ 講座実施
- ⑧ 報告書作成・アンケート集計

4. 出前講座について

実施のポイント

Point 1

満足度の高い講座内容になるよう努める！

- ▶ クイズ、動画、ゲーム、グループ交流等を加えて聞くだけにならないよう工夫する。

Point 2

事後アンケートの集計結果は謙虚に受け止めて講座を改善する！

- ▶ 励みにもなるので、アンケートはぜひ実施するのがお勧め。

Point 3

学校のニーズに沿って実施する！

- ▶ 【例】 打ち合わせを希望する学校には出向くが、希望のない学校とは電話やメールのやりとりで打ち合わせる。

4. 出前講座について

事後アンケート

授業をおえて

(小学校) 年 組 名前 ()

1. 今日の授業について

(1) 授業はわかりましたか。(あてはまる番号を○で囲んでください。)

① よくわかった

② わかった

③ よくわからなかった

④ まったくわからなかった

(2) ③、④を選んだ人は、理由を教えてください。

広島市消費生活センター
(お世話になりました)

令和 年 月 日

「広島市消費生活出前講座」事後アンケート

学校・団体名【 】

担当者名【 】

◆以下の項目に記入の上、質問に対して当てはまる答えに○印をお願いします。
(複数あればそれぞれ記入してください。)

○日 時 年 月 日 曜日 : ~ :

○場 所

○学年・組/学科・人数 学年 組/学科 名

1 講座内容について

A:よく理解できた B:理解できた C:あまり理解できなかった D:理解できなかった

※CまたはDと答えた場合は、具体的に理由をお書きください。

2 配布資料について

A:よく理解できた B:理解できた C:あまり理解できなかった D:理解できなかった

※CまたはDと答えた場合は、具体的に理由をお書きください。

3 次年度も出前講座を希望しますか A: はい B: いいえ

4 その他、感想や気づきがありましたらお書きください。

◆ご協力ありがとうございました。今後の参考にさせていただきます。【消費者教育 Co】

2024年度
実績

講座の満足度
(肯定的評価)

平均99.4%

4. 出前講座について

学校訪問(河内小学校)

1年生(道徳・学活)

ものを大切にしよう
食べ物について考えよう(命を守る食)

2年生(道徳・学活)

物を大切にしよう
お金について考えよう(買い物ゲーム)

3年生(社会科・学活)

買い物について考えよう
かしこい買い物のコツ(商品を比べよう)

4年生(社会科・学活)

かしこい消費者になろう
お金や時間の使い方・SDGsについて

5年生(家庭科)

かしこい消費者になろう
生活を支える物やお金とネットトラブル

6年生(道徳・学活)

中学校へ向けての心構えを考えよう
消費者としての行動と成年年齢引き下げ

特別支援学級(なかよし学級)

物を大切にしよう
ネットトラブルについて知ろう

4. 出前講座について

学校訪問(河内小学校)



1年生 食べ物について考えよう



2年生 お金について考えよう

4. 出前講座について

学校訪問(河内小学校)



3 年生 かしこい買い物のコツ



4 年生 かしこい消費者になろう

4. 出前講座について

学校訪問(河内小学校)



5年生 生活を支えるものやお金と
ネットトラブル



6年生 中学校に向けての心構えを考えよう

4. 出前講座について

中学校



中2 悪質商法対策ゲームⅢ



中1 情報モラルについて考えよう

4. 出前講座について

高等学校



特別支援学校高2
DVD視聴後 意見交流



県立高3
講座のメモをもとにアンケート記入

4. 出前講座について

大学



大学1年生全員受講



商学部の出前講座（弁護士派遣）

4. 出前講座について

大人向け



手をつなぐ育成会 保護者研修会



広島市電子メディア協議会
インストラクター研修会

4. 出前講座について

職域



第六管区海上保安庁での出前講座（受講者：オンラインも含めて約170名）

5. 消費者教育推進のポイント



できることは、なんでもこつこつとやり続ける
(意外とよい結果となることも)



行政職員と協同する
(業務内容の共有が継続につながる)

5. 消費者教育推進のポイント

元教員の強み

① 教育委員会とのつながり

学校勤務時代にお世話になった主事等が皆主要な立場になっている。

② 学校や教員とのつながり

- 校長の経験により学校現場のことが分かる。
- 家庭科部会に所属していたので、会員とのつながりがある。

5. おわりに

「コーディネーター」はプロフェッショナル

- 消費者教育の重要性を信じて、楽しく推進する。
- 人とのつながりを大切に。（信頼関係）
- 少しでも進むとさらにアイデアも浮かぶ。
- うまくいかないこともあると思っておく（くよくよしない）
- 常に情報収集・ネットワークづくり。
- 本当によい仕事をしているかどうか、自己点検。
- いつも、受講者に確実な「自立した消費者としての生きる力」をつける努力を。
- 仕事の責任は自分でとってゆく。

＼ ご清聴ありがとうございました ／

取組事例が
消費者教育ポータルサイトに
掲載されました。

消費者教育ポータルサイト

【URL】
<https://www.kportal.caa.go.jp/casestudy/search/?offset=0&limit=15&search=>



消費者教育に関するオンライン講座

【URL】
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/shouhi/1021183/1006773.html>



公式ホームページ

【URL】
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/shouhi/index.html>

